

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人福生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会への欠席が続く理事は改選を検討すること。
- ・ 理事長の利益相反取引について、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・ 名称の如何にかかわらず、役員及び評議員に支給する報酬は役員等報酬規程に規定すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事会を続けて3回欠席している理事があった。</p> <p>については、実際に法人運営に参画できない者を名目的・慣例的に理事に選任することは適当でないことから、欠席が続く理事は適切な者への改選を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「事務局は理事の出席が可能なように日程調整を行っているが、欠席が続くのであれば、改選も視野に後任候補の選考等を検討する。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>なお、当該欠席の続く理事は令和5年度の役員改選において重任しているところ、今後も欠席が続く場合、当該理事は改選を検討すべきであることを念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>理事会の開催に当たっては、引き続き理事の欠席が続くことがないように、より一層の日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選を行うよう、後任者を検討中である。</p>
2	<p>理事長が代表を務める医療法人（以下「関係医療法人」という。）との間で医師派遣契約（派遣医師は理事長）を締結（毎年度期間更新）しているところ、当該契約は利益相反取引に該当するにもかかわらず、少なくとも令和4年度及び令和5年度において、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>については、理事長は、当該契約につき重要な事実を理事会に開示し、契約締結の適否につき承認を受けること。</p> <p>なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に加わることができないので留意すること。</p>	<p>法人と理事との利益相反取引について、令和6年3月10日開催の理事会において、利害関係を有する理事は議決に加えず、当該取引について重要な事実を理事会に開示し、理事会の承認を得た。</p>

	(法第45条の14第5項) (法第45条の16第4項において準用する 一般法人法第84条)	
3	<p>役員等報酬規程上、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬は理事長報酬のみとし、その他の役員及び評議員には旅費規程に基づき費用弁償を行うこととされているところ、旅費規程において、役員及び評議員に対し日当を支給していた。</p> <p>当該日当は交通費の実費相当分以外に係るものであり、その名称の如何にかかわらず、実態として報酬に該当するものと認められる。ここで、旅費規程において日当の額を決定することは、評議員会の議決を経ないまま報酬の額を決定することとなることから不適当である。</p> <p>については、日当は報酬として整理の上、役員等報酬規程にその支給額その他必要な事項を定めること。</p> <p>(法第45条の35) (留意事項F A Q問45)</p>	<p>次回開催の評議員会において、指摘内容を踏まえた役員等報酬規程の改正について協議し、承認を得る。</p>
4	<p>会計等業務委託等に係る拠点区分間の取引について、資金収支計算書及び事業活動計算書において、内部取引が相殺消去されていなかった。</p> <p>については、会計処理の原則に従い、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において内部取引消去すること。</p> <p>(運用上の取扱い4) (留意事項23)</p>	<p>会計等業務委託に係る拠点区分間の取引において、会計処理の原則に従い、内部取引を相殺消去するよう改める。</p>
5	<p>計算書類の注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) 担保に供している資産（法人全体用の8及び本部拠点区分用の7）において、担保に供されている資産の帳簿価格の記載がなかった。また、本部拠点区分において、担保している債務の種類及び金額の記載がなかった（本件注記は、担保に供されている資産が帰属する拠点をもとに記載するものであるため、G拠点区分の借入金の担保として提供している資産が本部拠点区分に属するものであれば、本部拠点区分において注記すべきものである。）。</p> <p>(2) 法人全体用において、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていなかった（経理規程においても規定漏れあり。別途指摘。）。</p> <p>(3) 拠点が作成する計算書類とサービス区分（拠点区分用）において、拠点区分資金</p>	<p>(1) 担保に供している資産の注記については、担保に供されている資産が帰属する拠点区分に記載するよう改める。</p> <p>(2) 注記項目を追加訂正するとともに経理規程も改正する。</p> <p>(3) 拠点が作成する計算書類とサービス区分（拠点区分用）において、社会福祉法人会計基準に従い、必要とされる項目を記載する。</p>

	<p>収支明細書又は拠点区分事業活動明細書の省略に関する記載がなかった。また、サービス区分の名称の記載がなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記は、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条第3項) (運用上の取扱い26(2)ウ、別紙1、別紙2)</p>	
6	<p>附属明細書のうち、基本財産及びその他の固定資産の明細書(A拠点区分)において、各資産の減価償却累計額、期末取得原価その他の金額が当該拠点区分の貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成にあっては、計算書類との整合を図った上で、適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条)(運用上の取扱い26(1))</p>	<p>附属明細書の作成において、貸借対照表と一致するよう適正に作成する。</p>